

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性・健全性を確保しつつ、効率的な意思決定を可能とするコーポレート・ガバナンス体制の構築が重要であるとの認識のもと、当社グループ経営において主体的な役割を果たし、グループの戦略・方針の策定、グループ各社に対する指導・助言を通じ、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則について全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

(1) 政策保有株式に関する方針

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する場合のみ保有していく方針です。

(2) 政策保有株式にかかる検証の内容

株式の政策保有の可否判断は、保有の経済合理性(保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか)、保有継続のメリット、今後の取引見通し等の多面的な観点から定期的に取り締役会で検証し、保有の妥当性が確認できない株式については、取引先企業の十分な理解を得たうえで売却を進めます。なお、当該検証内容については有価証券報告書にて開示しております。

(有価証券報告書: <https://www.vertex-grp.co.jp/ja/ir/library/securities.html>)

(3) 政策保有株式にかかる議決権行使基準

当社の企業価値の向上に資することを前提に、投資先企業の持続的成長と中長期的な企業価値に資するものであるかを総合的に判断し、議決権を行使します。

【原則 1-7 関連当事者間の取引】

当社及びその子会社の役員とその近親者及びこれらのものが議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社との取引については原則禁止とし、また関係会社及び主要株主等との定型的でない取引については、取締役会の承認を要することとし、その後の当該取引の状況も取締役会に報告することとしております。

【補充原則2-4 中核人材の登用等における多様性確保】

(1) 中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方

従業員一人ひとりが多様性を受容することが新たな価値創造を促し、ひいてはベルテクスグループの成長につながると考えております。

当社では、性別、国籍、新卒・中途採用を問わず、多様で優秀な人材を採用し、個々のキャリア志向、資質・経験、スキル等を踏まえた人材育成を行い、専門性やマネジメント力等の実力を重視した管理職登用を行っております。

(2) 多様性の確保の自主的かつ測定可能な目標及び確保の状況

a) 女性の管理職への登用

当社グループの管理職に占める女性の比率は0.46%です。これは、当社が属する土木業界は、そもそも採用時点で女性比率がかなり低かったことから管理職候補となる女性従業員が少ないことが原因であり、この傾向はしばらく続くものと考えております。

社会が多様化した今の時代は更なる女性の活躍を進める必要があり、責任あるポジションに女性を登用し、重要な判断や意思決定に参加してもらうことで、多様な意見や柔軟な発想によるイノベーションの創出など、価値創造や組織強化が期待される中、具体的には、将来の女性の管理職となる母集団を増やすことを目的に新規採用者の女性比率の目標を50%とすること、2030年までに当社の管理職に占める女性の比率を3%、指導的立場に占める女性比率を5%とすることを目標としております。

b) 外国人の管理職への登用

現在の当社グループの海外売上高はありませんが、斜面防災事業を中心に海外からの引き合いや、2023年度にベトナムに子会社を設立するなど今後の海外事業展開を模索しております。今後海外事業展開を支える外国人の登用なども進める必要がありますが、現状では当社グループにおける測定可能な目標は特に定めておりません。

c) キャリア(中途)採用者の管理職への登用

当社では様々なキャリアバックグラウンドを持つ人材の採用を継続し、責任あるポジションへの積極的な登用を進め、当社の中途採用者の管理職比率は38%となっております。2025年3月期からスタートする「第3次中期経営計画」を策定し、事業ポートフォリオの変革を推進していく中で、今後もキャリア採用者の管理職登用を増やすこととしています。この現状に対し、現在は当社グループにおける測定可能な目標は特に定めるに至っておりませんが、更なる多様性の確保に向けて継続して検討してまいります。

(3) 多様性の確保に向けた人材育成方針及び社内環境整備方針並びにその実施状況

a) 人材育成方針

多様性の確保に向けた人材育成方針については、当社ウェブサイトでご公表しております。

人材育成 (<https://www.vertex-grp.co.jp/ja/sustainability/social.html>)

b) 社内環境整備方針

当社は、家庭での育児や介護を担う社員を積極的に支援し、高齢者が高いモチベーションを維持して活躍できる職場を目指すべく、フレキシブルに労働時間を調整できる人事制度や在宅勤務等に対応したITインフラなどの社内環境整備を継続して実施しています。また、工場においては、作業環境の改善や安全性向上に向けた設備投資を進めております。

【原則 2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付型企業年金制度と確定拠出年金制度を採用しております。

確定給付型企業年金制度における企業年金の積立金の管理・運用については、外部の資産管理運用機関等に委託している一方、運用に当たる適切な資質を持った人材の配置を行うとともに年金管理の幹事金融機関から適宜情報及び支援を受けております。また、確定拠出年金制度における運用については、運用商品の選定や従業員に対する資産運用に関する教育を行っております。

【原則 3-1 情報開示の充実】

(i)経営理念等や経営戦略、経営計画

当社の経営計画等を当社ホームページで開示しております。

(ii)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を定めたガイドラインを当社ホームページで開示しております。

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績指標を基礎としてその数が算定される非金銭報酬(以下「業績連動非金銭報酬」という。)としてのストックオプションにより構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとしております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の種類別の報酬割合の目安は、基本報酬:業績連動非金銭報酬等(短期インセンティブ):業績連動非金銭報酬(長期インセンティブ) = 70:15:15(業績指標を100%達成の場合)とし、任意の報酬委員会が審議並びに取締役会に対する答申を行い、取締役会は当該答申内容を尊重し、決定いたします。

取締役の個人別の報酬額については、任意の報酬委員会が審議並びに取締役会に対する答申を行い、取締役会は当該答申内容を尊重し、決定いたします。

監査等委員である取締役の報酬については、任意の報酬委員会が審議並びに監査等委員である取締役全員に対する答申を行い、監査等委員である取締役全員が当該答申内容を尊重し協議した上で決定いたします。

()経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

(方針)

監査等委員でない取締役候補は、当社グループの企業価値向上のために、グループの発展に寄与できる幅広い視野と経験を有し、マネジメント能力と経営センスを持った人材を選任しています。

監査等委員である取締役候補は、数多くの経験や見識からの視点より、監査等委員でない取締役の業務執行を公正に監査・監督できる人材を選任しています。

(選任手続き)

当社は任意の指名委員会を設置しております。指名委員会は取締役選解任案を審議し、取締役候補者の提言をいたします。それぞれの提言を踏まえ、監査等委員でない取締役候補者案は監査等委員会に報告、監査等委員である取締役候補者案は監査等委員会の同意を得た上で、取締役会において決議しております。

(v)経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役の選解任につきましては、株主総会招集ご通知参考書類において、指名委員会の推薦に基づいて取締役会が決定した新任取締役候補者の個々の略歴、選解任理由等を掲載してまいります。

(経営計画: <https://www.vertex-grp.co.jp/ja/ir/management/plan.html>)

(コーポレートガバナンスガイドライン: <https://www.vertex-grp.co.jp/ja/ir/management/governance.html>)

【補充原則3-1 サステナビリティについての取組み等】

当社グループでは、経営理念(ブランド・ビジョン)「安心のカチを造る。」の実現に向け、「持続可能な社会の実現への貢献」と「企業の持続的成長の実現」の両立が経営課題の一つであるとの認識に立ち、マテリアリティ(重要課題)の特定を行い、具体的な対応策や目標設定を推進させてまいります。

今後もサステナブルな社会の実現に向けた取り組みを強化し、新たな価値創造の創出を通じて社会とステークホルダーからの満足と信頼が得られる企業を目指してまいります。

なお、当社におけるサステナビリティについての取組み及びTCFDに基づく開示の詳細は、当社ホームページをご覧ください。

(当社ホームページ: <https://www.vertex-grp.co.jp/ja/sustainability.html>)

【補充原則 4-1 経営陣への委任の範囲の概要】

当社取締役会は、法令に規定される事項及び取締役会規程に定められた事項を決議し、その他の業務執行については、事業会社における会議等を通じて協議・決定していくとともに、取締役会で委嘱された各業務執行取締役の権限により業務が遂行されております。

【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に準じて独立性判断基準を定めるとともに、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

【補充原則4-10 独立した指名委員会・報酬委員会の設置による独立社外取締役の適切な関与・助言】

当社は、任意の指名委員会及び報酬委員会を設置しており、取締役の指名・報酬等に関する審議を行い、諮問先である取締役会に答申しております。同委員会では公平性・透明性・客観性を強化するため、独立社外取締役を過半数で構成しており、任意の指名委員会及び報酬委員会を取締役会の下に設置し、当該事項において独立社外取締役から適切な助言を得られる体制を整備しております。

【補充原則 4-11 取締役会の多様性に関する考え方等】

取締役の選任に関する方針・手続については「原則 3 - 1 () 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」に記載のとおりです。

本報告書に取締役のスキル・マトリックスを掲載しております。

【補充原則 4-11 取締役の兼任状況】

取締役候補者及び取締役の重要な兼職の状況を、事業報告等の開示書類において毎年開示しております。

【補充原則 4-11 取締役会全体の実効性の評価】

取締役会の実効性に関して、取締役会事務局が全取締役を対象としたアンケートを行い、その結果をもとに取締役会による意見交換を踏まえ評価を行っております。2024年3月期の取締役会実効性評価の方法および結果の概要は以下のとおりです。

1.評価の方法

- ・2023年10月に全取締役(8名)に対し、アンケートを実施
- ・2023年11月開催の取締役会においてアンケート結果を報告し、取締役会の実効性について議論・確認

2.アンケート項目

- 取締役の役割・責務
- 企業戦略、後継者計画、報酬制度、コンプライアンス、リスク管理 等
- 取締役会の構成
- 取締役会の体制、多様性(性別、専門性、経験、能力等)の確保 等
- 取締役会の運営
- 開催頻度・時間、議事進行、資料内容 等
- 取締役会の議案
- 審議内容、議論テーマ 等
- 取締役会を支える体制
- 社内外からの情報提供や助言の機会確保、内部監査部門との連携 等

3.評価の結果

- ・評価の結果、当社取締役会は総じて実効的に機能していると評価しました。
 - ・今後の課題としては、経営陣のサクセッションプラン、内部統制に関する対応強化等を求める意見がありました。
- 当社は、今後も認識された課題の改善に継続的に取り組むことにより、取締役会の実効性の更なる向上に努めてまいります。

[補充原則 4-14 取締役のトレーニングの方針]

新任の取締役に対しては、必要に応じてグループ各社から所管事業内容について説明を行うとともに各事業所の視察を通じて業務内容の把握を支援する方針であります。また、取締役に対しては業務遂行に必要な情報をグループ各社から積極的に提供し、外部セミナーにも参加するよう推奨しております。

[原則5-1 株主と建設的な対話に関する方針]

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために、株主総会以外における株主や投資家との建設的な対話が重要であると認識し、経営企画部広報・IR室をIR担当部署として個別面談への対応、会社情報のホームページへの掲載、東京証券取引所の任意開示を活用した情報公開を行うほか、個別面談においては、株主の希望や面談の内容の重要性等によって取締役の中から適任者が対応するなど、社内体制を整備しております。

また、半期に1回決算説明会を開催し、代表取締役社長を含めた役員が登壇し、決算報告や事業戦略等について説明しております。

[資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応]

当社の資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応については、当社ホームページの第3次中期経営計画をご覧ください。

(第3次中期経営計画: https://www.vertex-grp.co.jp/ja/ir/library/midplan/main/00/teaserItems1/07/linkList/00/link/3nd_midterm-plan_.pdf)

2.資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ベルテクスコーポレーション	4,513,133	14.77
太平洋セメント株式会社	2,437,758	7.97
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,771,100	5.79
GOLDMAN, SACHS & CO.REG	1,680,200	5.49
一般財団法人ベルテクスグリーン財団	1,200,000	3.92
株式会社岩崎清七商店	746,205	2.44
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	721,200	2.36
株式会社りそな銀行	696,621	2.28
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	689,600	2.25
重田 康光	591,900	1.93

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

2024年3月31日現在の状況となります。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小池 邦吉			・小池邦吉氏は、港総合法律事務所の共同代表兼弁護士であります。以前は当社と法律顧問契約を締結していましたが、2021年6月30日をもって契約を終了しており、それ以降は当社グループとの取引がないことから、主要な取引先には該当しておらず、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準の双方を満たしていることから、同氏は当社に対する独立性を有する者と判断しております。	弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行する社外取締役に適任であると考えております。また当社と特別な利害関係がなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
曾小川 久貴				公益社団法人日本下水道協会の理事長等の経験を通じ下水道分野に精通されており、また幅広い知識と高い見識を備えておられることから、社外取締役に適任であると考えております。また当社と特別な利害関係がなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
森 裕				行政機関での経験を通じて培った豊富な知識と高い見識を有しておられることから、社外取締役に適任であると考えております。また当社と特別な利害関係がなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
松阿彌 初美			・松阿彌初美氏は、法律事務所なみはやの代表兼弁護士であります。法律事務所なみはやと当社との間には法律顧問契約を締結しており、当社グループは同法律事務所に対して、事案に応じて適宜法務相談を行っていますが、その取引額は僅少(直前事業年度:約4百万円)であり、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が定める社外取締役の独立性基準の双方を満たしていることから、同氏は当社に対する独立性を有する者と判断しております。	弁護士としての経験・見識が豊富であり、法律専門家として客観的な立場から、独立性をもって経営の監視を遂行する社外取締役に適任であると考えております。また当社と特別な利害関係がなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	1	1	4	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会及び監査等委員である取締役は、職務を補助する使用人に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。また、当該補助使用人の人事、評価に関しては、事前に監査等委員会の同意を得る等、執行側からの独立性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、監査等委員会委員長を中心に会計監査人及び内部監査人と連携を取り、経営の監視・監督に必要な情報を収集し、監査等委員会において当該情報を共有しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	6	0	2	4	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	6	0	2	4	0	0	社内取締役

補足説明

指名委員会及び報酬委員会は、社外取締役を含む取締役から構成し、取締役の指名・報酬等に係る事項について十分な審議を行い、取締役会に対して答申を行います。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役の独立性判断基準を下記のとおり定め、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外取締役が、次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合、独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断する。

- 社外取締役は、現に当社および当社の関係会社(以下「当社グループ」という)の役員(注1)および使用人ではなく、過去においても当社グループの役員及び使用人ではないこと。
- 社外取締役は以下の要件を満たし、当社グループおよび特定の企業等からの経済的な独立性ならびに中立性を確保していること。
 - 以下のいずれにも該当していないこと。
 - 当社グループの主要な取引先(注2)となる企業等の役員および使用人
 - 当社の大株主(注3)である者または企業等、あるいは当社グループが大株主である企業等の役員および使用人
 - 当社グループから役員報酬以外に多額(注4)の金銭その他の財産を受け取っているコンサルタント、弁護士等
 - 過去10年間に於いて、当社グループの会計監査人または当該会計監査人の社員等である者
 - 当社グループから多額金銭その他の財産による寄付を受けている者または寄付を受けている法人・団体等の役員および使用人
 - 配偶者または二親等以内の親族が上記 から までのいずれかに該当する者
 - 社外取締役は、本条に定める独立性・中立性の要件を取締役就任後も継続して確保するものとする。

注1:「役員」とは、取締役、監査役、その他の役員等をいう。

注2:「主要な取引先」とは、直近3事業年度のいずれかの会計年度において、当社グループとの業務・取引の対価の支払い額または受取額が、当社グループの売上高の2%以上である企業等。

注3:「大株主」とは、直近3事業年度のいずれかの会計年度において、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者または保有する企業等をいう。

注4:「多額」とは、直近3事業年度の平均で、年間1,000万円以上をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

2020年8月より、取締役(社外取締役を除く)が、中長期的な視点で株価変動によるメリット及びリスクを株主の皆さまと共有し、当社グループの業績向上並びに株式価値向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションを発行することを決定しております

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

2020年8月より、中長期的な視点で株価変動によるメリット及びリスクを株主の皆さまと共有し、当社グループの業績向上並びに株式価値向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションを発行することを決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績指標を基礎としてその数が算定される非金銭報酬(以下「業績連動非金銭報酬」という。)としてのストックオプションにより構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとしております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の種類別の報酬割合の目安は、基本報酬:業績連動非金銭報酬等(短期インセンティブ):業績連動非金銭報酬等(長期インセンティブ) = 70:15:15(業績指標を100%達成の場合)とし、任意の報酬委員会が審議並びに取締役会に対する答申を行い、取締役会は当該答申内容を尊重し、決定いたします。

取締役の個人別の報酬額については、任意の報酬委員会が審議並びに取締役会に対する答申を行い、取締役会は当該答申内容を尊重し、決定いたします。

監査等委員である取締役の報酬については、任意の報酬委員会が審議並びに監査等委員である取締役全員に対する答申を行い、監査等委員である取締役全員が当該答申内容を尊重して協議した上で決定いたします。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役(全員が監査等委員)には、取締役会に関する資料の事前配布や事業の報告を実施し、重要な事項に関して意見交換や現状報告を行う等、十分な情報提供を行っております。また、取締役会、監査等委員会への出席を通じて、内部監査、監査等委員会監査、

会計監査及び内部統制監査についての報告を受け、適宜必要な意見を述べる事が可能な体制を構築する等、十分な情報提供やサポートを行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
塩見 昌紀	技術顧問	技術研究開発に従事	常勤・報酬有	2017/06/29	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

上記の技術顧問は、技術研究所における研究・開発指導や大学・研究機関等と共同研究に資する活動を行っております。尚、経営上の判断に影響を及ぼすような権限は有しておらず、経営の意思決定に関しては、現在の経営陣において行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- 当社は、監査等委員会設置会社であり、コーポレート・ガバナンス体制の概要は、以下のとおりであります。
- 当社の取締役会は、取締役8名(監査等委員である取締役5名を含む)で構成されており、内訳は社内取締役4名及び社外取締役4名であり、50%を社外取締役が占めております。代表取締役社長を議長として定期に取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営の基本方針や重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監査・監督を行っております。
- 当社の監査等委員会は、監査等委員5名で構成されており、4名が社外取締役であります。高根総を監査等委員会委員長として、取締役からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との連携を図る体制としております。
- 会計監査は、四谷監査法人の監査を受けております。
- 当社は、監査等委員である取締役の全員及び会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査等委員会設置会社を採用しております。議決権を有する監査等委員である取締役5名を選任することにより、客観的、中立的立場から取締役会での決議及び取締役の業務執行状況の監査・監督機能の実効性をより一層強化しております。また、監査等委員における社外取締役の比率を高め、経営の透明性を高めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主様が議案の内容を十分に検討できる期間が確保できるよう、招集通知の早期発送に取り組んでおります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使(スマートフォンによるものを含む)を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJが提供する議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページ等に招集通知の英訳を掲載しております。
その他	株主総会招集通知を、発送日以前に、東京証券取引所及び当社ホームページ、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームにそれぞれ掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(第2四半期・期末)機関投資家、アナリスト向けに決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信(四半期を含む)、株主総会招集通知、株主通信、決算説明会資料、中期経営計画説明資料、適時開示内容を掲載(掲載URL) https://www.vertex-grp.co.jp/ja/ir.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部 経営企画部 広報・IR室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	サステナビリティについての取組み等については、本コーポレート・ガバナンス報告書の補充原則3-1-3に記載のとおりです。 詳細は当社ホームページに掲載しております。 当社ホームページ: https://www.vertex-grp.co.jp/ja/sustainability.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示基準に基づき、東京証券取引所の提供するTDnet(適時開示情報システム)への情報登録、プレスリリースの配信、自社ホームページへの掲載等、さまざまな手段を活用して、より多くの株主・投資家の皆様に公平かつ迅速に情報が伝達されるよう努めております。また、事業全般に関するお知らせ、IRニュース等を当社ホームページに掲載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの基本方針及びその整備状況については以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社及びグループ各社全役員に対し、コンプライアンスの周知・徹底を図ります。
 - (2) 内部監査室の監査及び社内外に通報窓口を設けた内部通報体制等により、コンプライアンスの順守状況の把握に努めるとともに、万一、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がトップマネジメント、取締役会、監査等委員会に報告され、適切な対応がとられる体制とします。
 - (3) 代表取締役は、コンプライアンス基本規程に従い、必要な人員配置、マニュアル等の整備を行います。
 - (4) 反社会的勢力には、毅然として対応し、一切関係を持たないこととします。新規取引先の事前審査、契約書等への反社会的勢力排除条項の規定などを行い、反社会的勢力との関係遮断に努めるとともに、不当要求を受けた場合に備え、警察や弁護士等外部専門機関と連携した体制を整備します。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書など、取締役の職務の執行に係る情報・文書等の取扱いは、当社社内規程等に従って、適切に保存・管理を行い、他の取締役において常に閲覧できるものとします。
3. 損失の危険の管理に関する規則その他の体制
 - (1) 企業価値に影響を与えるおそれがあるリスクについて、グループ各社にリスク管理推進担当者を置き、リスクの早期把握と迅速且つ的確な対応を確保するものとします。
 - (2) 総務・コンプライアンス室は、当社グループの業務執行に伴う様々なリスクの特定・評価、対応策の立案及びリスク顕在化時の損失極小化に向けた体制整備、並びに事業継続を確保するための事業継続計画(BCP)の策定・定着化・適時の見直しを統括します。
 - (3) 内部監査室は、定期的に監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要あれば監査方法の改定を行います。
 - (4) 不測の事態が発生した場合には、対策本部の設置など組織対応を行い、必要に応じて弁護士など専門家のアドバイスを受け、適切な対応を行うものとします。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、原則として、毎月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、迅速且つ適切な意思決定を図ります。
 - (2) 取締役会において、取締役の業務分掌を定め、代表取締役及び各業務担当取締役の権限と責任を明確にし、効率的な業務執行を図ります。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社グループとしての業務の適正と効率を確保するため、グループ各社における内部統制システムの構築とコンプライアンス経営の推進を

指導します。また、内部監査室は、グループ各社の監査についても取り組むものとします。

- (2) 取締役は、グループ各社の重要な業務執行のうち、当社またはグループ経営上、必要と認める事項について、当社において決裁・承認を行うものとします。
- (3) その他、グループ各社の業務執行については、「関係会社管理規程」に基づき、事前承認または報告を求め、業務執行の決定に関する権限の明確化と業務の適正化を確保します。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及び当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査等委員会の職務を補助するため、補助使用人を配置するものとしております。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は設置しません。
 - (2) 監査等委員会の補助使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査等委員会の意見を聴取して決定します。
7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する事項
 - (1) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人、並びに、グループ各社の取締役、監査役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととします。
 - (2) 監査等委員会は、必要に応じ、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人、並びに、グループ各社の取締役、監査役及び使用人から報告又は情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができるものとします。
 - (3) 監査等委員会に対し報告等を行った当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人、並びに、グループ各社の取締役、監査役及び使用人に対しては、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも行わないものとします。
8. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、監査等委員会の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理いたします。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は代表取締役と定期的な会議を開催し、意見や情報の交換を行える体制とします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本方針
当社グループは、反社会的勢力からの不当要求に対しては毅然とした態度で臨み、断固として拒絶することを基本方針とします。
2. 整備状況
反社会的勢力排除に係る規程・マニュアルを整備し、対応統括部署として総務・コンプライアンス室を置いております。総務・コンプライアンス室は、反社会的勢力排除について取締役及び社員等に周知徹底するとともに、平素から関係行政機関、警察及び弁護士等の専門機関との連携を深め、情報収集に努めております。また、万が一、反社会的勢力から脅威を受けたり、被害を受ける恐れのある場合には、組織全体として速やかに対処できる体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

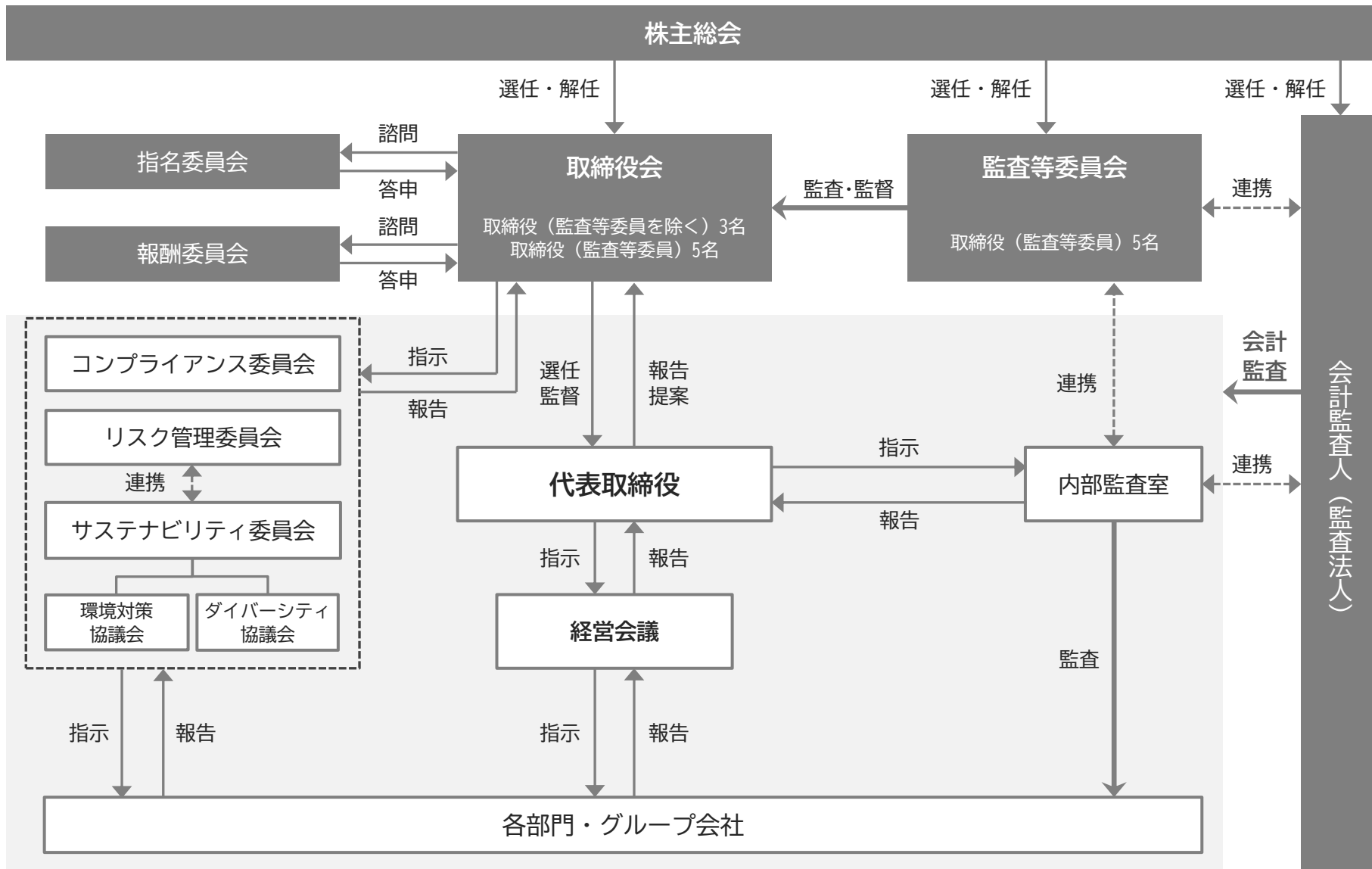
なし

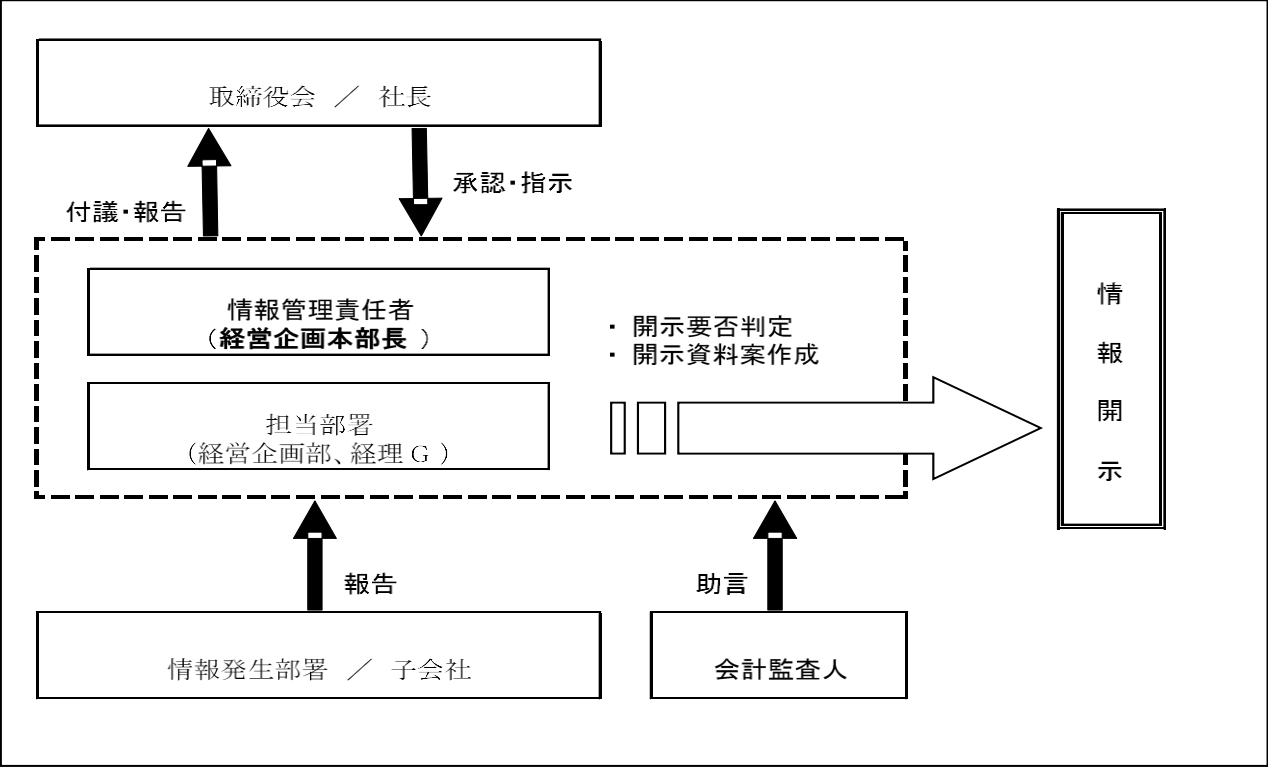
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

実効性のある内部統制システムを構築しつつ、内部監査体制の整備に取組み、コーポレート・ガバナンスの強化に努めます。コーポレート・ガバナンス体制及び会社情報の適時開示に係る社内体制についての模式図は次のとおりです

コーポレート・ガバナンス体制図





スキルマトリックス

氏名	社外独立	企業経営 経営戦略	営業 マーケティング	開発 生産 技術	財務会計 ファイナンス M&A	人事 労務 人材開発	法務 コンプライアンス リスク管理	行政経験
田中義人		●		●				
土屋明秀		●	●		●			
山本譲		●	●					
高根総					●	●	●	
小池邦吉	★					●	●	
曾小川久貴	★		●	●				●
森裕	★				●			●
松阿彌初美	★					●	●	